

改正概要説明書

国名： シンガポール

法令名： 意匠法

改正情報： 2022年6月10日施行

改正概要：

1. INTELLECTUAL PROPERTY (DISPUTE RESOLUTION) ACT 2019 (No. 23 of 2019) 2019年9月11日公布に伴い下記が改正された。

- ・ 第43条：登録の有効性証明書の付与が裁判所だけでなく登録官も付与可能となった。(特許法第72条，商標法第102条も同様に改正)
- ・ 第68条：裁判における示談の上限が定められた。(特許法第103条，商標法第105A条も同様に改正)

2. INTELLECTUAL PROPERTY (AMENDMENT) ACT 2022 (No. 7 of 2022) 2022年2月28日公布に伴い下記が改正された。

- ・ 第12条：パリ条約出願の優先権の主張において，組物の意匠も対象として明記された。
- ・ 第30A条：意匠権の部分放棄が明記された。
- ・ 第66条：登録意匠の虚偽表示に関して組物の意匠の場合が明記された。
- ・ 第74条：申請，通知又は書類の修正に関して登録官が公開できることが明記された。

改正内容：

・ 第12条

対象として物品，非物理的製品に物品及び非物理的製品の組物が明記された。

・ 第30A条

権利の部分放棄に関する新設条文である。

・ 第43条

主体として裁判所に登録官が追加された。

・ 第66条

対象として物品，非物理的製品に物品及び非物理的製品の組物が明記された。
(2)(c)は新設項である。

・ 第68条

示談に関して明確化された。

・ 第74条

(2A)は新設項である。